

# 船引こぶし荘 入居利用料金のご案内

令和 4年 2月 3日 現在

## ◆ご利用者の負担《1ヶ月（30日）あたり》

①	内 容	加算単価／日	1日あたりの単価	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
				573円／日	641円／日	712円／日	780円／日	847円／日
①	施設利用料金			17,190円	19,230円	21,360円	23,400円	25,410円
②	看護体制加算（Ⅰ）口	4円／日		120円	120円	120円	120円	120円
③	看護体制加算（Ⅱ）口	8円／日		240円	240円	240円	240円	240円
④	夜勤職員配置加算（Ⅲ）口	16円／日		480円	480円	480円	480円	480円
⑤	日常生活継続支援加算	36円／日		1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
⑥	栄養マネジメント強化加算	11円／日		330円	330円	330円	330円	330円
⑦	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円／月		13円	13円	13円	13円	13円
⑧	（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧）			19,453円	21,493円	23,623円	25,663円	27,673円
⑨	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月合計×8.3%		1,615円	1,784円	1,961円	2,130円	2,297円
⑩	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月合計×2.7%		525円	580円	638円	693円	747円
⑪	（⑧+⑨+⑩）			21,593円	23,857円	26,222円	28,486円	30,717円

⑪	内 容	階 層	負担限度額		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			食 費	居 住 費					
⑪	食費+居住費	第1段階	300円／日	0円／日	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
		第2段階	390円／日	370円／日	22,800円	22,800円	22,800円	22,800円	22,800円
		第3段階①	650円／日	370円／日	30,600円	30,600円	30,600円	30,600円	30,600円
		第3段階②	1,360円／日	370円／日	51,900円	51,900円	51,900円	51,900円	51,900円
		第4段階	1,445円／日	855円／日	69,000円	69,000円	69,000円	69,000円	69,000円

合 計 ⑩+⑪	階 層		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	(生活保護受給者等)	30,593円	32,857円	35,222円	37,486円	39,717円
	第2段階	(非課税かつ年金収入等80万以下)	44,393円	46,657円	49,022円	51,286円	53,517円
	第3段階①	(非課税かつ年金収入等80万超120万以下)	52,193円	54,457円	56,822円	59,086円	61,317円
	第3段階②	(非課税かつ年金収入等120万超)	73,493円	75,757円	78,122円	80,386円	82,617円
第4段階	(第3段階に該当しないもの)	90,593円	92,857円	95,222円	97,486円	99,717円	

※ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）は、月の合計に区分支給限度基準額外で加算されますので、月日数や各種加算内容により金額は変動します。

※ 上記料金の外に特別なサービスの提供や特別な物品の利用等の場合、実費負担になる場合があります。

※ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」に該当する場合は一部負担金が減額されます。

※ 一定の所得以上の方は2割または3割負担の場合があります。

# 船引こぶし荘 短期入所（ショートステイ）利用料金のご案内

令和 4年 2月 3日 現在

## ◆ご利用者の負担《1日あたり》

	内 容	加算単価/日	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①	施設利用料金		596円	665円	737円	806円	874円
②	夜間職員配置加算(Ⅲ)	15円/日	15円	15円	15円	15円	15円
③	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	22円/日	22円	22円	22円	22円	22円
④	看護体制加算(Ⅲ)イ	12円/日	12円	12円	12円	12円	12円
⑤	看護体制加算(Ⅳ)イ	23円/日	23円	23円	23円	23円	23円
⑥	(①+②+③+④+⑤)		633円	702円	774円	843円	911円
⑦	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1日合計×8.3%	53円	58円	64円	70円	76円
⑧	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1日合計×2.7%	17円	19円	21円	23円	25円
⑨	(⑥+⑦+⑧)		703円	779円	859円	932円	1,006円

	内 容	階 層	負担限度額		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			食 費	居 住 費					
⑧	食費+居住費	第 1 段階	300円/日	0円/日	300円	300円	300円	300円	300円
		第 2 段階	600円/日	370円/日	970円	970円	970円	970円	970円
		第 3 段階①	1,000円/日	370円/日	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
		第 3 段階②	1,300円/日	370円/日	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円	1,670円
		第 4 段階	1,445円/日	855円/日	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

	階 層		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	第 1 段階	(生活保護受給者等)					
合 計 ⑦+⑧	第 1 段階	(生活保護受給者等)	1,003円	1,079円	1,159円	1,232円	1,306円
	第 2 段階	(非課税かつ年金収入等80万以下)	1,673円	1,749円	1,829円	1,902円	1,976円
	第 3 段階①	(非課税かつ年金収入等80万超120万以下)	2,073円	2,149円	2,229円	2,302円	2,376円
	第 3 段階②	(非課税かつ年金収入等120万超)	2,373円	2,449円	2,529円	2,602円	2,676円
	第 4 段階	(第3段階に該当しないもの)	3,003円	3,079円	3,159円	3,232円	3,306円

※ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は、月の合計に区分支給限度基準額外で加算されますので、月日数や各種加算内容により金額は変動します。

※ 上記料金の外に特別なサービスの提供や特別な物品の利用等の場合、実費負担になる場合があります。

※ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」に該当する場合は一部負担金が減額されます。

※ 施設送迎を利用される場合 ・送迎加算＝1回あたり184円(片道)

※ 一定の所得以上の方は2割または3割負担の場合があります。

## 船引こぶし荘 介護予防短期入所利用料金のご案内

令和 4年 2月 3日 現在

### ◆ご利用者の負担《1日あたり》

	内 容	加算単価／日	要支援 1	要支援 2
①	施設利用料金		446円	555円
②	サービス提供体制強化加算 1	22円／日	22円	22円
③	(①+②)		468円	577円
④	介護職員処遇改善加算 (I)	1日合計×8.3%	39円	48円
⑤	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1日合計×2.7%	13円	16円
⑥	(③+④+⑤)		516円	640円

	内 容	階 層	負担限度額		要支援 1	要支援 2
			食 費	居 住 費		
⑦	食費+居住費	第 1 段階	300円／日	0円／日	300円	300円
		第 2 段階	600円／日	370円／日	970円	970円
		第 3 段階①	1,000円／日	370円／日	1,370円	1,370円
		第 3 段階②	1,300円／日	370円／日	1,670円	1,670円
		第 4 段階	1,445円／日	855円／日	2,300円	2,300円

	階 層		要支援 1	要支援 2
			第 1 段階	(生活保護受給者等)
合 計 ⑥+⑦	第 2 段階	(非課税かつ年金収入等 80万以下)	1,486円	1,610円
	第 3 段階①	(非課税かつ年金収入等 80万超 120万以下)	1,886円	2,010円
	第 3 段階②	(非課税かつ年金収入等 120万超)	2,186円	2,310円
	第 4 段階	(第 3 段階に該当しないもの)	2,816円	2,940円

- ※ 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算 (I) は、月の合計に区分支給限度基準額外で加算されますので、月日数や各種加算内容により金額は変動します。
- ※ 上記料金の外に特別なサービスの提供や特別な物品の利用等の場合、実費負担になる場合があります。
- ※ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」に該当する場合は一部負担金が減額されます。
- ※ 施設送迎を利用される場合 ・送迎加算＝1回あたり184円 (片道)
- ※ 一定の所得以上の方は2割または3割負担の場合があります。

## ケアハウスふねひき福寿荘利用料

(1) 基本利用料 = 74,513 円 (最低額)

### 【内訳】

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| ① 生活費 (食事などの一般生活費)      | 44,513 円   |
| ② 事務費 (人件費などの運営費)       | 10,000 円 ~ |
| ※ 対象と収入により18階層に区分 (右参照) |            |
| ③ 管理費 (家賃・維持管理費)        | 20,000 円   |
| ④ 冬季加算 (11月~3月の5ヶ月間)    | 4,881 円    |
| ※ 主に共有部分の暖房費など          |            |

### (2) その他の個人負担経費

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| ① 電気料 (自室分の電気使用料)   | 実費負担    |
| ② 水道料 (田村市水道基本料金)   | 1,200 円 |
| ③ ヘルパー等の在宅福祉サービス利用料 | 実費負担    |

1ヶ月の必要経費 = (1) + (2)

### 階層区分

階層	対 象 収 入	事務費徴収額
1	1,500,000 以下	10,000 円
2	1,500,000 ~ 1,600,000	13,000 円
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000 円
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000 円
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000 円
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000 円
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000 円
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000 円
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000 円
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000 円
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,000 円
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,000 円
13	2,600,001 ~ 2,700,000	62,278 円
14	2,700,001 ~ 2,800,000	62,278 円
15	2,800,001 ~ 2,900,000	62,278 円
16	2,900,001 ~ 3,000,000	62,278 円
17	3,000,001 ~ 3,100,000	62,278 円
18	3,100,001 以上	62,278 円

※ 対象収入は、前年収入から、租税・社会保険料・医療費の必要経費を控除したもの。

※ 夫婦で入居する場合、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を、それぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合、夫婦それぞれの事務費徴収については、上記の表の額から30%減額した額(7,000円)を本人の事務費徴収額とする。